

3 特殊な場合の算定方法

(1) 過去3月間に支払われた給与がない場合の計算（平均給与額算定書（D）欄）

過去3月間に支払われた給与がある場合には、これまで述べた計算方法により平均給与額を算定することができますが、過去3月間に全く給与を受けていない場合には、平均給与額を算定することは不可能となります。

また、たとえ支払われた給与があっても、前記2の(3)の控除計算による控除事由が過去3月間の全日数にわたる場合には、その額を基に平均給与額を算定すると著しく公正を欠くこととなる場合が考えられます。そこで、

ア 給与を受けない期間が過去3月間の全日数にわたる場合

イ 控除事由（法第2条第6項各号）の存する期間が過去3月間の全日数にわたる場合

ウ 採用の日の属する月に災害を受けた場合には、

それぞれ、アについてはその期間経過後初めて給与を受けるに至った日、イについては控除事由のやんだ日、ウについては採用の日から、災害発生の日までの期間に支払われた給与の総額をその期間の総日数で除して算出します。

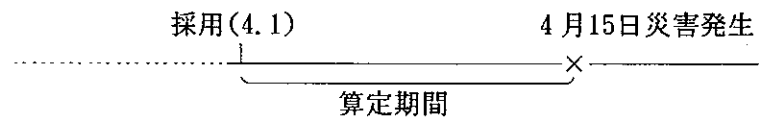
なお、この計算方法により平均給与額を算定する場合においても、法第2条第4項のただし書（最低保障計算）及び同条第6項（控除計算）の規定が準用されます。

これらの場合には、ア～ウの事実を証明する書類（出勤簿等）を添付する必要があります。

○過去3月間に支払われた給与がない場合等の算定例

4月1日に採用され、4月15日に災害を受けた場合

〔図 解〕



〔計算方法〕

◎ 採用の日から災害発生までに支払われた給与の総額

（4月1日から4月15日までの給与総額）

$$\begin{aligned}
 & \text{(給 料)} \quad \text{(扶養手当)} \quad \text{(調整手当)} \quad \text{(住居手当)} \\
 & \left(129,800 \times \frac{15-3}{30-5}\right) + \left(16,000 \times \frac{15-3}{30-5}\right) + \left(14,580 \times \frac{15-3}{30-5}\right) + \left(7,500 \times \frac{15-3}{30-5}\right) \\
 & \text{(通勤手当)} \quad \text{(時間外勤務手当)} \\
 & + \left(12,000 \times \frac{15-3}{30-5}\right) + 4,790 = 91,132
 \end{aligned}$$

（注）この計算例の4月における勤務を要しない日の日数は5日であり、4月1日～4月15日における勤務を要しない日の日数は3日である。

◎ 平均給与額

$$\frac{\text{4月1日～4月15日までの給与総額}}{\text{4月1日～4月15日までの総日数}} = \frac{91,132\text{円}}{15\text{日}} = 6,075.48\text{円}$$

(2) 採用の日に災害を受けた場合の計算（平均給与額算定書（E）欄）

前記2～3(1)までの各計算方法は、いずれも現に支払われた給与の額を基礎として行うものでしたが、この計算は、現実に支払われると否とにかかわらず、災害発生の日において給与法令上その職員について決定されている基本的給与の額の合計額を30で除して得た額が平均給与額となります。その給与の種類及び額は、給料及び扶養手当の月額、給料及び扶養手当の月額に対する調整手当の月額、特勤勤務手当（これに準ずる手当を含む。特殊勤務手当でないので注意すること）の月額並びにへき地手当（これに準ずる手当を含む。）の月額又はこれらに相当する給与の月額です。

なお、職員が採用された日に災害を受ける例はめったになく、この計算方法が本来の場合に用いられることは現実にはほとんどありませんが、この計算方法は、次の「比較計算」において必ず用いられる関係から重要な意味をもっています。

○採用された日に災害を受けた場合の算定例

4月1日に採用され、同日に災害を受けた場合

〔図 解〕	採用(4.1) -----×----- 災害発生
〔計算方法〕 ◎ 平均給与額 (基本的給与)÷30 = [(給料)+(扶養手当)+(調整手当)+(特勤勤務手当)+(へき地手当)+(単身赴任手当)] ÷30 = (105,500円+0円+10,550円+0+0+0)÷30 = 3,868^{2.3}円	

4 補償を行うべき事由の生じた日における基本的給与を
基礎とした算定方法（比較計算（平均給与額算定書（F）欄））

前記2～3(2)までの平均給与額の計算は、災害発生の時点において行うものです。従って、これらの平均給与額は、災害発生当時に行う補償の基礎としては妥当なものといえることができます。しかし、例えば数年もの長期間にわたって療養を行った後に後遺障害を残して治癒したため障害補償の支給事由が生じた場合等においても、なお当初の平均給与額を基礎とする方法が用いられるとすれば、その間のベースアップ等による給与水準の変化等が反映されず、他との均衡上公正を欠くと認められる場合も生じます。

そこでこれらの不均衡を防止するために、補償を行うべき事由の生じた日を採用の日とみなして規則第3条第2項の規定（前記の3の(2)の例）によって計算した額が、前記の2及び3の計算によって得た額よりも高額となる場合には、この額を平均給与額とすることとされています。

なお、補償を行うべき事由の生じた日とは、補償の種類ごとに次に掲げる日です。